

レントゲンフィルム売却仕様書

I. 基本事項

宇陀市立病院レントゲンフィルムの保存期間が経過し、廃棄対象となったフィルムに銀の含有が生じることから、有価物として売却処分するものである。従って、専門業者に適切に廃棄処分させるとともに、個人情報取扱なども本仕様書により定めるものとする。

II. 契約概要

1. 契約名称 レントゲンフィルム売却
2. 作業場所 奈良県宇陀市榛原萩原815番地
宇陀市立病院北館地下（空調機械室など）
3. 見込数量 2,000 kg程度
※詳細な物量の把握のため、現地確認が必要な場合は、競争入札参加資格審査申請書と併せて申し出ること。
※見込数量は梱包する箱や紙袋も含むため、実際の数量を約束するものではない。
4. 作業期限 契約締結日から60日間の期間に完了すること。
5. 売却内容 レントゲンフィルム売却については、フィルムを入れている紙袋、段ボール箱、添付書類等を含めて売却する。

III. 納入・作業等の業務

1. 業務内容
 - イ. 宇陀市立病院北館地下に保管しているレントゲンフィルムを収集運搬し、廃棄処分するとともに処分に際して銀を生成させること。
 - ロ. 保管しているレントゲンフィルムは、紙ケースにて床置き、箱詰め、書類カートに保管されている。収集運搬作業にあたっては、荷崩れや飛散等が発生しないよう注意して作業を実施すること。
2. 業務責任者
収集運搬作業については、廃棄物処理に関する専門知識を有し、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有する者で、実務経験10年以上程度の者。
3. 作業完了検査
イ. 本業務の作業完了検査は、当院医務課担当者の立会いをもって、検査完了とする。
4. 報告書
イ. 引取量については、施設管理担当者に報告書を提出すること。

ロ. 報告書には登録計量証明事業所発行の計量証明書を添付すること。

IV. 一般事項

1. 注意事項

収集運搬作業を行うにあたっては、医務課担当者及び施設管理担当者と十分協議し危害発生の防止を図るとともに作業中の安全確保及び環境保全のための関係法令の記述に従うほか、重量物運搬における転倒防止。当作業に係る既設設備の概要、状態を十分把握する。また、作業終了後は電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再確認することにより必ず元の状態に復元しておくものとし、退出時には清掃を行うこと。

2. 受注者の負担範囲

- イ. 収集運搬作業に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- ロ. 清掃に必要な資器材は、受注者の負担とする。
- ハ. 撤去品、養生のゴミ類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、受注者が責任をもって適切に処分すること。

3. その他の項目

- イ. 本契約の履行に係る一切の費用は、受注者の負担とするが、故障、破損の責が発注者にある場合の修理費用、追加に係る費用は含まない。
- ロ. 作業等業務は、本仕様書に基づき施設管理担当者の指示に従って実施するほか、本仕様書に定めない事項であっても、収集運搬作業上当然行うべき事項は実施する。
- ハ. 受注者は、技術者の故意または過失により当病院及び第三者に損害を及ぼしたときは、損害賠償の責に任ずるものとする。

4. その他

- イ. 図書図面、その他必要な書類は、期間を定めて貸与する。
- ロ. 仕様書、実施方法、数量及び単位、故障などについて疑いを生じたときは、施設管理担当者と協議のうえ処置をする。
- ハ. 技術者の勤務状態不良、その他の理由により当病院の運営に支障をきたすおそれがあると認めるときは、受注者に技術者の変更を命ずることができる。
- ニ. 受注者は、施設管理担当者が交付または使用を許可した情報に限らず、本件業務を履行するにあたり知り得た情報について、本契約の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

